

人権について考えてみよう ②



子どもの人権 いじめの問題の解決のために

すべての子どもは、幸せに生きる権利、のびのびと元気に生活する権利を持っていきます。そして、いじめや虐待から守られる権利があります。

いじめは、同じクラスや部活動の仲間から、仲間はすれや無視など、直接的なものだけでなく、心理的な圧迫などを与えられるものも含まれます。

いじめの問題を解決するためには、いじめの兆候にいち早く気づき、早期に対応する必要があります。学校や家庭では、子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもが発するあらゆるサインを敏感に察することが大切です。

学校では、全教育活動を通して、子ども一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない生命、生きることの喜びについて指導しています。さらに、いじめは人間として絶対に許されないと意識に立ち、取り組みを進めています。

また、家庭では、深い愛情や

精神的な支え、信頼に基づく厳しき、家庭内の会話やふれあいを通して、良好な人間関係の基盤をつくっていくことが大切です。

学校と家庭が、一体となって、子ども一人ひとりの豊かな成長への願いを共有しながら、すべての子どもたちが幸せに、そしてのびのびと生活できる社会を実現していきましょう。

(人権啓発広報編集委員会)

子どもの人権110番
☎0120:007:110
月～金 8時30分～17時15分

全国一斉強化週間
28日(月)～7月4日(日)

相談時間 28日(月)～7月2日(金) 8時30分～19時、7月3日(土) 4日(日) 10時～17時

問い合わせ先 人権推進課 ☎0848(6)6044

人権標語 (小学5年生の作品)

ひろげよう 友だちのわ つくりあげよう 友だちのきずな



女性からの勧誘電話に 会う約束をしたら

《相談内容》

突然知らない女性から「ネットワークスなどを作っているの、話を聞いていただけませんか」と電話がかかってきた。親しみやすい話し方の女性に興味を持ち、会う約束をした。当日、待ち合わせ場所には男性スタッフが現れた。話すうちに相手のペースにはまり、高額なネットワークスを契約してしまった。クーリング・オフの期間は過ぎてしまったが、解約したい。



《アドバイス》

相談者は電話の女性に興味があっただけで、商品を購入する気はなかったようです。男性スタッフに買う気がない

ことを告げると、「買う気もないのに時間をとらせて呼びつけて、一種の企業荒らしだ」と怒鳴られ、「被害届を出すぞ」と脅されました。相談者は、自分に非があるような気になり、契約してしまっただけで済んだ。

見知らぬ相手からの突然の電話やメールでも、相手の親しげな対応にいい心許してしまう若者は多く、こうした相談は後を絶ちません。

今回の相談者のように、はつきり断つたにもかかわらず、強引に勧誘されて、契約してしまった場合は、クーリング・オフの期間が過ぎてからでも、契約の取り消しが可能です。あきらめないで、消費生活センターに相談してください。

消費生活センター(市役所本庁5階)
☎0848(6)6410
とき 月～金曜日 9時～12時 13時～16時

6月の消費生活巡回相談
11日(金) 14時～16時 本郷福祉センター
※今月から本郷会場が変わりました。
18日(金) 14時～16時 久井保健福祉センター
25日(金) 10時～12時 大和保健福祉センター

問い合わせ先 商工振興課
☎0848(6)6072
FAX 0848(6)4103